

居住制限区域（飯舘村蕨平行政区）から避難し家族別離が生じた申立人らについて、前回の申立て（集団申立て）において和解の対象期間とならなかった平成25年12月分以降の避難費用（食費、水道光熱費、交通費、賃料、住居関連費用、通信費等の生活費増加費用）の実費分が平成30年3月分（ただし、申立人らの一部については別離が解消した平成28年10月分）まで賠償されたほか、トラクター等の農機具に関し、前回の申立てにおいて和解から除外された分について、新たに提出された資料に基づいて財物賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5、同X6及び同X7（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙1記載の損害項目（別紙1記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金651万0445円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（第1項記載の期間に限る。）については、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年9月17日

（別紙2 農機具一覧表省略）

（仲介委員 正 國彦）

別紙 1

申立人

X 1

損害項目	内 訳	期 間	金 額
避難費用	生活費増加費用（食費）	H25.12～H30.3	312,000
	生活費増加費用（水道代）	H25.12～H30.3	239,410
	生活費増加費用（水道代・埼玉分）	H25.12～H30.3	333,760
	生活費増加費用（電気代）	H25.12～H30.3	50,000
	生活費増加費用（ガス代）	H25.12～H30.3	60,000
	生活費増加費用（交通費）	H25.12～H30.3	520,000
	生活費増加費用（新聞代）	H25.12～H29.3	138,600
	生活費増加費用（賃料）	H27.3～H27.6	115,161
	生活費増加費用（敷金）	H28.6	12,700
	生活費増加費用 （鍵交換費用、火災保険料、保証委託料）	H28.6	53,250
財物損害	農機具 （ただし、別紙 2 農機具一覧表記載の農機具）		2,343,022
小 計			4,177,903

申立人

X 2

損害項目	内 訳	期 間	金 額
避難費用	生活費増加費用（食費）	H25.12～H30.3	468,000
	生活費増加費用（駐車場代）	H25.12～H29.5	336,000
	生活費増加費用（転居費用）	H29.4.15、 H29.4.26、 H29.5.28	159,170
小 計			963,170

申立人

X 6

損害項目	内 訳	期 間	金 額
避難費用	生活費増加費用（食費）	H25.12～H30.3	520,000
	生活費増加費用（水道代）	H25.12～H28.10	160,337
	生活費増加費用（通信費）	H25.12～H28.10	340,410
	生活費増加費用（電気代）	H25.12～H28.10	24,000
	生活費増加費用（ガス代）	H25.12～H28.10	40,000
	生活費増加費用（駐車場代）	H25.12～H28.10	95,000
	小 計		

合 計	6,320,820
弁護士費用	189,625
和解金額	6,510,445